



# 島根県報

平成17年 7月19日 (火)  
号外 第 71 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.jp/>

## 目 次

### 規 則

島根県立県民会館条例施行規則の一部を改正する規則	(文化国際課)	2
島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則	(産業振興課)	4
建築基準法に基づく公開による意見の聴取に関する規則の一部を改正する規則	(建築住宅課)	4
島根県建築基準法施行細則の一部を改正する規則	( " )	5

### 告 示

建築計画概要書等閲覧規程の一部改正	( " )	5
-------------------	-------	---

### 訓 令

建築基準法令取扱手続の一部改正	( " )	5
-----------------	-------	---

### 公安規則

放置車両の確認事務の委託の手続等に関する細則	(警察本部)	6
島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則	( " )	29

## 公布された条例等のあらまし

### 島根県立県民会館条例施行規則の一部を改正する規則 (規則第95号)

#### 1 規則の概要

- (1) 題名を改正することとした。
- (2) 島根県立石西県民文化会館に係る設備使用料の表を削除することとした。(別表関係)

#### 2 施行期日

平成17年 9月 1日から施行することとした。

### 島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則 (規則第96号)

#### 1 規則の概要

設備機器使用料について改正することとした。(別表関係)

#### 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

### 建築基準法に基づく公開による意見の聴取に関する規則の一部を改正する規則 (規則第97号)

#### 1 規則の概要

引用する条項の整理(第2条・第3条・第5条・第6条関係)

#### 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

### 島根県建築基準法施行細則の一部を改正する規則 (規則第98号)

#### 1 規則の概要

- (1) 全体計画認定の申請には、その計画に係る建築物の敷地と条例第4条に規定するがけとの状況を示す断面図を添えなければならないこととした。(第2条関係)
- (2) 全体計画認定の申請書等の提出部数を定めることとした。(第19条の2関係)

(3) その他規定の整理

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

島根県立県民会館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年7月19日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第95号

島根県立県民会館条例施行規則の一部を改正する規則

島根県立県民会館条例施行規則（昭和43年島根県規則第42号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

島根県立島根県民会館条例施行規則

第1条中「島根県立県民会館条例」を「島根県立島根県民会館条例」に改める。

別表中

小ホール 照明設備	クセノンピンスポット ライト	1台	2,650	
	正面フットライト	1列	500	
	ボーダーライト	1列	500	
	アッパーホリゾンライ ト	1列	660	
	ロアーホリゾンライト	1列	660	

を

クセノンピンスポット ライト	1台	2,650	
-------------------	----	-------	--

に、

大ホールDセット	1組	21,810	サスペンションライト（1KW）45 台、サイドスポットライト36台、 シーリングライト36台、アッパーホ リゾンライト1列、ロアーホリゾン ライト1列、ステージスポットライ ト12台
大ホールEセット	1組	3,970	ボーダーライト2列、サイドスポッ トライト6台、シーリングライト12 台
大ホールFセット	1組	6,720	ボーダーライト2列、サイドスポッ トライト18台、シーリングライト18 台
大ホールGセット	1組	7,130	ボーダーライト2列、サイドスポッ トライト12台、シーリングライト18

を

			台、反射板天井ライト一式
大ホールHセット	1組	19,060	サスペンションライト(1KW)45台、サイドスポットライト24台、シーリングライト30台、アップーホリゾンライト1列、ロアーホリゾンライト1列

大ホールDセット	1組	21,810	サスペンションライト(1KW)45台、サイドスポットライト36台、シーリングライト36台、アップーホリゾンライト1列、ロアーホリゾンライト1列、ステージスポットライト12台
----------	----	--------	--

中ホールDセット	1組	18,240	サスペンションライト(1KW)32台、サスペンションライト(500W)16台、サイドスポットライト36台、シーリングライト36台、アップーホリゾンライト1列、ロアーホリゾンライト1列
小ホールAセット	1組	2,140	ポーターライト1列、シーリングライト12台
小ホールBセット	1組	4,070	サスペンションライト(500W)12台、シーリングライト12台、ステージスポットライト(500W)8台、アップーホリゾンライト1列、ロアーホリゾンライト1列

中ホールDセット	1組	18,240	サスペンションライト(1KW)32台、サスペンションライト(500W)16台、サイドスポットライト36台、シーリングライト36台、アップーホリゾンライト1列、ロアーホリゾンライト1列
----------	----	--------	---

16ミリ映写機	一式	3,460	
可搬式16ミリ映写機	一式	2,100	

16ミリ映写機	一式	3,460	
---------	----	-------	--

める。

別記様式中「県民会館の」を「島根県民会館の」に、「島根県立県民会館条例」を「島根県立島根県民会館条例」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年9月1日から施行する。

(島根県行政組織規則の一部改正)

2 島根県行政組織規則(平成15年島根県規則第30号)の一部を次のように改正する。

第18条第1項の表環境生活部の部文化国際課の項第11号及び第21条の表環境生活部の主管に属する機関の部中「県民会館」を「島根県民会館」に改める。

第38条の見出しを「(島根県民会館)」に改め、同条第1項を次のように改める。

島根県立島根県民会館条例(昭和43年島根県条例第1号)第2条の規定により設置された島根県民会館は、松江市に置く。

第38条第2項中「県民会館」を「島根県民会館」に改める。

島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年7月19日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第96号

島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則

島根県産業技術センター条例施行規則(平成13年島根県規則第85号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表中 「 エックス線CTスキャナ 1時間につき 3,570円 」を

「 エックス線CTスキャナ 1時間につき 9,020円 」に改め、別表第1の2の表中

「 オートクレーブ(滅菌用) 1時間につき 50円 」を

「 オートクレーブ(滅菌用) 1時間につき 50円  
高速液体クロマトグラフ(LC-10) 1時間につき 9,280円 」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の島根県産業技術センター条例施行規則第3条の規定により島根県産業技術センター条例(平成13年島根県条例第49号)第3条第1項の承認の申請をしている者に係る使用料については、なお従前の例による。

建築基準法に基づく公開による意見の聴取に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年7月19日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第97号

建築基準法に基づく公開による意見の聴取に関する規則の一部を改正する規則

建築基準法に基づく公開による意見の聴取に関する規則(昭和26年島根県規則第48号)の一部を次のように改正する。

第 2 条、第 3 条第 2 項、第 5 条及び第 6 条第 2 項中「第10条第 2 項」を「第10条第 4 項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

島根県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 7月19日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第98号

島根県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

島根県建築基準法施行細則（昭和48年島根県規則第75号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「又は法第18条第 2 項」を「、法第18条第 2 項」に改め、「通知」の次に「又は法第86条の 8 第 1 項の規定による認定の申請」を加える。

第10条第 1 項中「第12条第 2 項」を「第12条第 3 項」に改める。

第15条の 2 及び第16条中「第10条の 5 」を「第10条の 4 の 2 」に改める。

第17条の 2 第 2 項及び第17条の 3 中「第76条の 3 第 5 項」を「第76条の 3 第 6 項」に改める。

第18条の見出し中「一定の複数建築物に対する制限の特例」を「 1 の敷地とみなすこと等による制限の緩和」に改める。

第19条の 2 を第19条の 3 とし、第19条の次に次の 1 条を加える。

（全体計画認定の申請書等の提出部数）

第19条の 2 省令第10条の23第 1 項に規定する全体計画認定申請書及び省令第10条の24第 1 項に規定する全体計画変更認定申請書は、正本 1 通及び副本 2 通を提出しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

島根県告示第829号

建築計画概要書等閲覧規程（昭和48年島根県告示第492号）の一部を次のように改正する。

平成17年 7月19日

島根県知事 澄 田 信 義

第 1 条中「第11条の 7 第 4 項」を「第11条の 4 第 3 項」に改め、「及び第 2 項」を削る。

附 則

この告示は、平成17年 7月19日から施行する。

訓 令

島根県訓令第16号

土 木 部  
隠 岐 支 庁  
土木建築事務所

建築基準法令取扱手続（昭和33年島根県訓令第 5 号）の一部を次のように改正する。

平成17年 7月19日

島根県知事 澄 田 信 義

第5条中「第85条第4項」を「第85条第5項」に改める。

第8条に次の3号を加える。

- (8) 定期調査報告概要書つづり
- (9) 定期検査報告概要書つづり
- (10) 全体計画概要書つづり

附 則

この訓令は、平成17年7月19日から施行する。

## 公 安 委 員 会 規 則

放置車両の確認事務の委託の手續等に関する細則をここに公布する。

平成17年7月19日

島根県公安委員会委員長 室 崎 富 恵

島根県公安委員会規則第11号

放置車両の確認事務の委託の手續等に関する細則

(趣旨)

第1条 この規則は、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第51条の8から第51条の11まで及び第51条の13並びに確認事務の委託の手續等に関する規則(平成16年国家公安委員会規則第23号。以下「委託規則」という。)の規定に基づく放置車両の確認等に関する事務(第19条において「確認事務」という。)の委託の手續等の細目について定めるものとする。

(登録申請書等)

第2条 委託規則第2条第1項の登録申請書及び同条第3項において準用する同条第1項の登録更新申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 委託規則第2条第2項第2号の名簿の様式は、様式第2号のとおりとする。

3 委託規則第2条第2項第3号八及び二の診断書の様式は、様式第3号のとおりとする。

4 委託規則第2条第2項第4号の書面の様式は、様式第4号のとおりとする。

5 委託規則第2条第2項第5号の書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 誓約書(様式第5号)
- (2) 駐車監視員資格者証の写し
- (3) 申請法人の事務所に係る所有権、賃借権等の使用権原を証する登記事項証明書又は賃貸借契約書の写し

(登録簿)

第3条 法第51条の8第5項の登録簿の様式は、様式第6号のとおりとする。

(登録等の通知)

第4条 公安委員会は、法第51条の8第5項の規定により同条第1項の登録(以下単に「登録」という。)又は同条第6項の登録の更新(以下単に「登録の更新」という。)を登録簿に記載したときは、当該登録又は登録の更新を申請した法人に対し、書面により通知するものとする。

2 公安委員会は、登録又は登録の更新を拒否する処分をしたときは、当該登録又は登録の更新を申請した法人に対し、書面により通知しなければならない。

(登録の更新等)

第5条 登録の有効期間は、登録簿に登録した日又は従前の登録の有効期間が満了した日の翌日から起算するものとする。

2 登録の更新を受けようとする法人は、当該登録の有効期間が満了する日の6月前から2月前までの間に登録更新申請

書を提出しなければならない。

( 適合命令 )

第 6 条 法第51条の 9 の命令は、適合命令書によってするものとする。

( 登録の取消しの通知 )

第 7 条 公安委員会は、法第51条の10の規定により登録を取り消したときは、その取消しに係る法人に対し、書面により通知しなければならない。

( 報告の要求 )

第 8 条 公安委員会は、登録を受けた法人に対し法第51条の11第 1 項の報告を求めるときは、報告要求書を交付してするものとする。

( 受講申込書等 )

第 9 条 委託規則第 7 条第 1 項の受講申込書の様式は、様式第 7 号のとおりとする。

2 公安委員会は、受講申込書を受理したときは、これを提出した者に対し、駐車監視員資格者講習受講票 ( 様式第 8 号 ) を交付するものとする。

( 駐車監視員資格者講習修了証明書等再交付申請書 )

第10条 委託規則第 9 条第 2 項 ( 同規則第10条第 5 項において準用する場合を含む。 ) の再交付申請書の様式は、様式第 9 号のとおりとする。

( 認定申請 )

第11条 委託規則第10条第 2 項の認定申請書の様式は、様式第10号のとおりとする。

2 委託規則第10条第 3 項の書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 委託規則第10条第 1 項第 1 号に該当する者であることを証する書面 その者の経歴に関してその者が現に所属する所属の長が作成する書面又は人事担当所属等が作成したその者の経歴を証する書面
- (2) 委託規則第10条第 1 項第 2 号に該当する者であることを証する書面 その者が作成する経歴書及び放置車両確認機関又は放置車両確認機関であった法人が作成する認証書類
- (3) 委託規則第10条第 1 項第 3 号に該当する者であることを証する書面 その者が作成する経歴書、所属する団体等の証明書、推薦状その他その者が必要と認める書面

( 認定考査 )

第12条 公安委員会は、前条第 1 項の認定申請書を提出した者が委託規則第10条第 1 項各号のいずれかに該当する者であると認めるときは、その者に対し、筆記による考査をするものとする。

2 公安委員会は、前項の考査をするときは、その者に対し、駐車監視員資格者認定考査受検票 ( 様式第11号 ) を交付するものとする。

( 認定の拒否 )

第13条 公安委員会は、第11条第 1 項の認定申請書を提出した者に対し、当該認定を拒否する処分をしたときは、その者に対し、書面により通知しなければならない。

( 駐車監視員資格者証交付申請書等 )

第14条 委託規則第11条第 1 項の交付申請書の様式は、様式第12号のとおりとする。

2 委託規則第11条第 2 項第 3 号に規定する書面の様式は、様式第13号のとおりとする。

( 交付の拒否 )

第15条 公安委員会は、駐車監視員資格者証の交付に係る委託規則第11条第 1 項の交付申請書を提出した者に対し、当該交付を拒否する処分をするときは、その者に対し、書面により通知しなければならない。

( 駐車監視員資格者証書換え交付申請書等 )

第16条 委託規則第13条第 1 項の書換え交付申請書及び同条第 2 項の再交付申請書の様式は、様式第14号のとおりとする。

( 書換え交付又は再交付の拒否 )

第17条 第15条の規定は、前条の書換え交付申請書又は再交付申請書を提出した者に対し、当該書換え交付又は再交付を拒否する処分をする場合について準用する。

( 駐車監視員資格者証返納命令書 )

第18条 委託規則第14条第1項の返納命令書の様式は、様式第15号のとおりとする。

( 書類の提出先等 )

第19条 委託規則の規定により確認事務の委託の手續等に関し公安委員会に提出する書面及び書類は、警察本部交通部交通指導課長を経由するものとする。

( 委任 )

第20条 この規則の施行に必要な細目的事項は、警察本部長が定める。

附 則

( 施行期日 )

1 この規則は、公布の日から施行する。

( 経過措置 )

2 この規則の施行の日から道路交通法の一部を改正する法律(平成16年法律第90号)附則第1条第4号の政令で定める日の前日までの間におけるこの規則の規定の適用については、「道路交通法」又は「法」とあるのは、「道路交通法の一部を改正する法律(平成16年法律第90号)附則第2条の規定により同法第3条の規定の施行前に行うことができることとされる同条の規定による改正後の道路交通法」とする。



(裏)

証紙はり付け欄			



様式第 2 号 ( 第 2 条関係 )

役 員 名 簿

法人の名称 (ふりがな)	役職名	氏名	所在地	
			生年月日	住所
番号				
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

役

員

記載要領

- 1 番号 1 は、法人の代表者としてください。
  - 2 役員が10人を超える場合は、その超える役員について別葉に記載の上、添付してください。
- 備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

様式第3号(第2条関係)

診 断 書

住所

氏名

上記の者は、

- 1 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者に該当しない。
- 2 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないことが明らかである。

と診断します。

年 月 日

医療機関所在地

医 療 機 関 名

医 師 名

㊞

様式第 4 号 ( 第 2 条関係 )

誓 約 書

当法人は、道路交通法第51条の 8 第 3 項各号に掲げる法人のいずれにも該当しないことを誓約します。

年 月 日

島 根 県 公 安 委 員 会 様

( 主たる事業所の所在地 )

( 名 称 )

( 代 表 者 の 氏 名 )

④

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

様式第5号(第2条関係)

誓 約 書

当法人は、車両、携帯電話用装置その他の携帯用の無線通話装置、地図、写真機及び電子計算機を用いて確認事務を行うものであることを誓約します。

年 月 日

島 根 県 公 安 委 員 会 様

(主たる事業所の所在地)

(名 称)

(代表者の氏名)

印



様式第7号(第9条関係)

(表)

受 理 年 月 日	年 月 日
受 理 番 号	
修了証明書交付年月日	年 月 日
修 了 証 明 書 番 号	

駐車監視員資格者講習受講申込書

年 月 日

島 根 県 公 安 委 員 会 様

(申込者の氏名)

㊟

申 込 者	本 籍				
	住 所	〒	-	都道府県	
		電 話 ( )	-	(自宅・携帯)	
	(ふりがな)		性 別	男・女	写 真 (縦3.0cm×横2.4cm)
	氏 名				
生年月日		年 月 日			
勤務先その 他の連絡先	住 所 名 称 電 話 ( )	-			

実 施	受講年月日	第 回	年 月 日から 2日間	修了検査の結果	合 ・ 否
	修了検査		年 月 日		
	講習及び 修了検査番号				

記載要領

- 欄は、公安委員会が記載します。
- 写真は、申込前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものをはり付けてください。

備考

- 申込者は、氏名の記載と押印に代えて、署名することができる。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

( 裏 )

注 意 事 項

駐車監視員資格者講習を受講し、その課程を修了しても、次のいずれかに該当する者は、駐車監視員資格者証の交付を受けることができません。

- 1 18歳未満の者
- 2 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の3第1項第3号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- 4 集团的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で確認事務の委託の手續等に関する規則第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
- 6 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- 7 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 8 駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して2年を経過しない者

証紙はり付け欄			


様式第8号(第9条関係)

番 号	
-----	--

駐車監視員資格者講習受講票

ふりがな	
氏 名	(男・女)
生年月日	年 月 日

項 目	日 時	検 印
受 付 時 間	講習各日 時 分~ 時 分	/
	修了考査 時 分~ 時 分	
講習1日目	年 月 日 時 分~	
講習2日目	年 月 日 時 分~	
修了考査日	年 月 日 時 分~	
場 所 (略 図)		

備考 用紙の大きさは、縦14.8センチメートル、横10.0センチメートルとする。

様式第 9 号 ( 第10条関係 )

( 表 )

受 理 年 月 日	年 月 日
受 理 番 号	
証 明 書 再 交 付 年 月 日	年 月 日

駐車監視員資格者講習修了証明書 ( 認定書 ) 再交付申請書

年 月 日

島 根 県 公 安 委 員 会 様

( 申請者の氏名 )

印

申 請 者	本 籍			
	住 所	〒 - 都道府県		
		電 話 ( ) -	( 自宅・携帯 )	
	( ふりがな )		性 別	男 ・ 女
	氏 名			
	生 年 月 日	年 月 日		
勤 務 先	住 所 名 称 電 話 ( ) -			
証 明 書	番 号			
	交 付 年 月 日	年 月 日		
再 交 付 を 申 請 す る 理 由				

記載要領

- 1 印は、公安委員会が記載します。
- 2 再交付を申請する理由欄には、亡失又は滅失の状況を記載してください。

備考

- 1 申請者は、氏名の記載と押印に代えて、署名することができる。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

様式第10号(第11条関係)

(表)

受 理 年 月 日	年 月 日
受 理 番 号	
認 定 年 月 日	年 月 日
認 定 書 番 号	

認 定 申 請 書

年 月 日

島 根 県 公 安 委 員 会 様

(申請者の氏名)

㊟

申 請 者	本 籍				
	住 所	〒	-	都道府県	
		電 話 ( )	-	(自宅・携帯)	
	(ふりがな)		性 別	男・女	写 真 (縦3.0cm×横2.4cm)
	氏 名				
生年月日		年 月 日			
勤務先その 他の連絡先	住 所 名 称 電 話 ( )	-			

実 施	認定審査日	第 回	年 月 日	認定審査の結果	合 ・ 否
	受 検 番 号				

記載要領

- 欄は、公安委員会が記載します。
- 写真は、申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものをはり付けてください。
- 放置車両の確認事務の委託の手続等に関する細則(平成17年島根県公安委員会規則第11号)第11条第2項に規定する必要な書面を添付してください。

備考

- 申請者は、氏名の記載と押印に代えて、署名することができる。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

( 裏 )

証紙はり付け欄			



様式第11号(第12条関係)

番		
駐車監視員資格者認定考査受検票		
ふりがな 氏 名 <span style="float: right;">(男・女)</span> 生年月日 <span style="float: right;">年 月 日</span>		
項 目	日 時	検 印
受 付 時 間	時 分 から 時 分 までの間	/
認 定 考 査	年 月 日 時 分 開始	
場 所 (略 図)		

備考 用紙の大きさは、縦14.8センチメートル、横10.0センチメートルとする。

様式第12号 ( 第14条関係 )

( 表 )

受 理 年 月 日	年 月 日
受 理 番 号	
交 付 年 月 日	年 月 日
資 格 者 証 番 号	

駐車監視員資格者証交付申請書

年 月 日

島 根 県 公 安 委 員 会 様

( 申請者の氏名 )

印

申 請 者	本 籍			
	住 所	〒 - 都道府県 電 話 ( ) - ( 自宅・携帯 )		
	( ふりがな )		性 別	写 真 ( 縦3.0cm × 横2.4cm )
	氏 名		男・女	
	生 年 月 日	年 月 日		
勤務先その 他の連絡先	住 所 名 称 電 話 ( ) -			
証 明 書	番 号			
	交 付 年 月 日	年 月 日		

添 付 書 類	修了証明書又は認定書 戸籍謄本、戸籍抄本又は外国人登録原票の写し 登記事項証明書 診断書 誓約書 写真 2 枚 ( うち 1 枚はり付け )
------------------	---

記載要領

- 欄は、公安委員会が記載します。
- 写真は、申請前 6 か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとし、裏面に氏名と撮影年月日を記載してください。

備考

- 申請者は、氏名の記載と押印に代えて、署名することができる。
- 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

(裏)

証紙はり付け欄			



様式第13号 ( 第14条関係 )

誓 約 書

私は、道路交通法第51条の19第 1 項第 2 号イからハまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

島 根 県 公 安 委 員 会 様

( 主たる事業所の所在地 )

( 名 称 )

( 代 表 者 の 氏 名 )

印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

様式第14号(第16条関係)

(表)

受 理 年 月 日	年 月 日
受 理 番 号	
交 付 年 月 日	年 月 日

駐車監視員資格者証 書換え交付 再 交 付 申請書

年 月 日

島 根 県 公 安 委 員 会 様

(申請者の氏名)

印

申 請 者	本 籍			
	住 所	〒 - 都道府県 電 話 ( ) - (自宅・携帯)		
	(ふりがな)		性 別	男・女
	氏 名			写 真 (縦3.0cm×横2.4cm)
	生年月日	年 月 日		
勤務先その他の連絡先	住 所 名 称 電 話 ( ) -			
資格者証番号	資格者証番号			
	交付年月日 年 月 日			
書換え交付再交付を申請する理由				
添 付 書 類	駐車監視員資格者証 写真2枚(うち1枚はり付け)			

記載要領

- 欄は、公安委員会が記載します。
- 写真は、申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとし、裏面に氏名と撮影年月日を記載してください。
- 書換え交付申請の場合は、書換え交付を申請する理由欄に変更事項の内容を併せて記載してください。また、その内容を確認するため住民票の写し又は運転免許証を添えてください。

備考

- 申請者は、氏名の記載と押印に代えて、署名することができる。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

( 裏 )

証紙はり付け欄			



様式第15号(第18条関係)

島根県公安委員会指令(交指)第 号

駐車監視員資格者証返納命令書

住所

氏名 様

道路交通法第51条の13第2項の規定により、駐車監視員資格者証(第 号)の返納を命じます。

理 由

なお、駐車監視員資格者証は、この返納命令書を交付した日から10日以内に、島根県公安委員会へ返納しなければなりません。

年 月 日

島 根 県 公 安 委 員 会 印

(不服の申立て)

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、島根県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。(ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、異議申立てをすることができなくなります。)

また、この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、島根県を被告として提起することができます(訴訟において島根県を代表する者は島根県公安委員会となります。)(ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えをすることができなくなります。)

照 会 先
〒690 - 8510 松江市殿町8番地1 島根県警察本部交通部交通指導課 電話(0852)26 - 0110

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
- 2 は、この処分の通知を発しても、直ちに相手方の知るところとならないことが予想される場合に記載すること。
- 3 行政手続法(平成5年法律第88号)第27条第2項の規定により異議申立てをすることができない場合は、異議申立ての教示部分を削ること。

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 7 月19日

島根県公安委員会委員長 室 崎 富 恵

島根県公安委員会規則第12号

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則（平成14年島根県公安委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表道路交通法の項中	第51条の 4（運転代行業法第19条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	放置行為（駐停車違反行為）を防止するための必要な指示	を
------------	---	----------------------------	---

第51条の 4（運転代行業法第19条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	放置行為（駐停車違反行為）を防止するための必要な指示	に改め、同表運転免許取得者教育の認
第51条の 8 第 1 項	登録	
第51条の 9	適合命令	
第51条の11第 1 項	報告の要求及び立入検査	
第51条の13第 1 項	駐車監視員資格者証の交付	
第51条の13第 1 項第 1 号イ	放置車両の確認等に関する技能及び知識に関して行う講習	
第51条の13第 1 項第 1 号ロ	技能及び知識の認定	

定に関する規則の項の次に次のように加える。

確認事務の委託の手續等に関する規則 (平成16年国家公安委員会規則第23号)	第 2 条第 1 項	登録申請書の受理
	第 6 条	駐車監視員資格者講習の公示
	第 7 条第 1 項	駐車監視員資格者講習受講申込書の受理
	第 9 条第 1 項	駐車監視員資格者講習修了証明書の交付
	第 9 条第 2 項（第10条第 5 項において準用する場合を含む。）	駐車監視員資格者講習修了証明書再交付申請書（認定書再交付申請書）の受理及び再交付
	第10条第 2 項	認定申請書の受理
	第10条第 4 項	認定書の交付
	第11条第 1 項	駐車監視員資格者証交付申請書の受理
	第13条第 1 項	駐車監視員資格者証の書換え交付申請の受理及び書換え交付
	第13条第 2 項	駐車監視員資格者証再交付申請書の受理及び再交付
第14条第 2 項	返納された駐車監視員資格者証の受理	

附 則

( 施行期日 )

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則別表道路交通法第51条の8第1項の項、第51条の9の項、第51条の11第1項の項、第51条の13第1項の項、第51条の13第1項第1号イの項及び第51条の13第1項第1号ロの項の規定の適用については、この規則の施行の日から道路交通法の一部を改正する法律(平成16年法律第90号)附則第1条第4号の政令で定める日の前日までの間は、これらの項中「道路交通法」とあるのは、「道路交通法の一部を改正する法律(平成16年法律第90号)附則第2条の規定により同法第3条の規定の施行前に行うことができることとされる同条の規定による改正後の道路交通法」とする。